

協議第 1 1 号

市の事務所（市役所）の位置について

市の事務所（市役所）の位置について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 7 日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会 長 中 村 功 一

記

- 1．市の事務所（市役所）は、東近江市八日市緑町 1 0 番 5 号とする。
- 2．能登川町及び蒲生町の事務所（役場）については、支所とする。

協 定 項 目

市の事務所(市役所)の位置について

協 定 項 目 N o .

4

支 所 設 置 の 考 え 方

支所については、現有序舎を活用し、住民の利便性を考慮した区域の設定を行い、住民の便宜を図るための事務が執行できる機構とする。

各事務所間を結ぶコンピューターネットワーク等必要な機能整備を行い、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように努める。

東近江市役所 (旧八日市市役所)	———	永源寺支所(旧永源寺町役場)——— 政所出張所(旧永源寺町役場政所支所) 五個荘支所(旧五個荘町役場) 愛東支所(旧愛東町役場) 湖東支所(旧湖東町役場) 能登川支所(現能登川町役場) 蒲生支所(現蒲生町役場)
---------------------	-----	--

事務所の位置等に関する法令

地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

規定事項 番地まで決定すべきが原則。(行政実例)

事務所・・・地方公共団体の主たる事務所を指す。市町村にあっては市役所又は町村役場とよばれている。

支所等に関する法令

地方自治法第155条〔支庁・地方事務所・支所・出張所の設置、区〕

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

行政実例

規定事項 「支所」「出張所」

- ・支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。
- ・支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。